平成２８年（フ）第３０号
宮崎県児湯郡川南町大字川南23492番地　番野地住宅１　104号
債務者　本部　優太
1　決定年月日時　平成28年２月18日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　速水　　渉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月20日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年５月19日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第６５０号
埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷142番地71
債務者　加藤　千児
1　決定年月日時　平成28年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　桑原　昌宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月６日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年６月１日まで
さいたま地方裁判所川越支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第２９号
札幌市中央区北７条西12丁目13番地３　サニー北７条マンション509号
債務者　畑中亜希子
1　決定年月日時　平成28年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第６４号
札幌市手稲区手稲本町１条１丁目１番15―902号
債務者　橋詰　　学
1　決定年月日時　平成28年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１０３号
札幌市南区藤野４条10丁目９番３号
債務者　植田　幸司
1　決定年月日時　平成28年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１３４号
札幌市豊平区平岸４条５丁目２番１号　レジデンスＡＳＵＫＡ12号
債務者　古川真奈美
1　決定年月日時　平成28年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１４５号
札幌市西区琴似４条２丁目４番７―306号
債務者　都　　泰雅
1　決定年月日時　平成28年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１８９号
札幌市西区山の手６条４丁目４番７号
債務者　岩谷康二朗
1　決定年月日時　平成28年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１９号
群馬県北群馬郡榛東村大字山子田2518番地29
債務者　田中　照美
1　決定年月日時　平成28年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第２２号
群馬県佐波郡玉村町大字下新田672、住民票上の住所群馬県佐波郡玉村町大字後箇269番地２　田口住宅３
債務者　伊能　大安（旧姓高木）
1　決定年月日時　平成28年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第２５号
群馬県伊勢崎市三室町5988番地６
債務者　吉田　正幸
1　決定年月日時　平成28年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第２５号
埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬5894番地　山水アパート５号
債務者　片倉　藍子
1　決定年月日時　平成28年２月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２７年（フ）第３７３号
静岡県伊豆の国市天野23番地の５　メープルハイツ杉本Ⅱ　103号、前住所静岡県伊豆の国市天野41番地の１　メープルハイツ白岩202号
債務者　倉田　秀雄
1　決定年月日時　平成28年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第１３号
静岡県沼津市青野75番地の２　西沖ハイツⅠ205
債務者　遠藤三和子
1　決定年月日時　平成28年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第２３号
静岡県沼津市下香貫柿原2854番地の７　サンフラットあけぼの202、前住所静岡県沼津市下香貫善太夫3135番地の６　ジュネス藤12号
債務者　百瀬　朋隆
1　決定年月日時　平成28年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第１０８４号
京都市中京区壬生馬場町５番地
債務者　北川まゆみ
1　決定年月日時　平成28年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第９１号
京都府京田辺市三山木北垣内３番地２　ＶｅｎｔｒｉｃｌｅｓＫＩＴＡＧＥＮ102
債務者　藤木　由美
1　決定年月日時　平成28年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係